

公布された規則のあらまし

狩猟税証紙徴収規則の一部を改正する規則（規則第 45 号）

- 1 対象鳥獣捕獲員に対して狩猟税を課さないこととされたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。